

令和7年度 議会基本条例実施計画書

計 画 策 定	令和7年4月1日
議 会 活 性 化 特 別 委 員 会 (評 価)	令和8年1月21日
議 会 運 営 委 員 会 (評 価)	令和8年2月6日
議 会 活 性 化 特 別 委 員 会 (次年度引継ぎ)	令和8年3月16日

訓子府町議会

議会基本条例 実施計画(評価)

計 画 年 度	令和7年度
---------	-------

評 価 者	
-------	--

条 項	前文
	【抜粋】 ・町民の様々な声を踏まえ、その役割・責務等自らの足元を見詰め直し不断の改革を進める。 ・自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を広く町民に明らかにする。

実 施 す べ き 項	・毎年度の活性化計画の策定と実行・評価 ・議員による自己評価
-------------	-----------------------------------

計 画	
-----	--

実 績	
-----	--

次年度以降への引継ぎ	
------------	--

評 価 基 準	
---------	--

(単位：月)

計画取り組みスケジュール	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当 初 計 画												
実 施 結 果												

評 価	—
-----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「—」を記載する。

≪主な意見等≫

議会運営委員会による議会基本条例評価票

条	項	前文
		【抜粋】 ・市民の様々な声を踏まえ、その役割・責務等自らの足元を見詰め直し不断の改革を進める。 ・自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を広く市民に明らかにする。

評価	—
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「—」を記載する。

<<取り組みに当たっての反省事項等>>	【条例改正の有無：有・無】

<<主な意見等>>

令和8年度 議会基本条例 実施計画

計	画	
---	---	--

<<前年度の反省事項等>>

議会基本条例 実施計画(評価)

年 度 令和7年度

評価者

条 項	第1条(目的)	【抜粋】 ・情報公開と住民参画を基本にした議会運営の基本事項を定める。 ・町民に身近な議会の実現及び議員活動の活性化と充実を図る。
-----	---------	--

実施すべき項目	・こまめな情報公開、各種行事等への参加 ・町民の声を聞き政策提言 ・財政状況等を考慮した施策の選択
---------	---

計 画	・R7年度末までにR8年度の実施計画を策定し次年度へ引き継ぐ ・目的達成に向け、各条における取組を推進する ・各取り組みやなり手不足対策を深めていく
-----	--

実 績	
-----	--

次年度以降への引継ぎ	
------------	--

評 価 基 準	令和7年2月18日
---------	-----------

計画取り組みスケジュール	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当 初 計 画												
実 施 結 果												

評価	○
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「-」を記載する。

<<主な意見等>>	
-----------	--

議会運営委員会による議会基本条例評価票

条	項	第1条(目的)
		【抜粋】 ・情報公開と住民参画を基本にした議会運営の基本事項を定める。 ・町民に身近な議会の実現及び議員活動の活性化と充実を図る。

評価	○
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「-」を記載する。

<<取り組みに当たったの反省事項等>>	【条例改正の有無：有・無】

<<主な意見等>>
<ul style="list-style-type: none"> ・各取り組みについては次へのステップアップが求められる。 ・議員のなり手不足対策について取り組みを深めていく。

令和8年度 議会基本条例 実施計画

計	画	・R8年度末までにR9年度の実施計画を策定し次年度へ引き継ぐ ・目的達成に向け、各条における取組を推進する ・各取り組みやなり手不足対策を深めていく
---	---	--

<<前年度の反省事項等>>

議会基本条例 実施計画(評価)

年 度 令和7年度

評価者

条 項	第2条(議会の役割)	【抜粋】 ・信頼と負託に応え大局的な視点から意思決定する。 ・自治体事務について自由かつ達な討議を通じ論点、争点を公開することを第一の使命とする。
-----	------------	--

実施すべき項目	・自由討議を通じて、論点・争点の公開
---------	--------------------

計 画	・常に議会の役割を意識しながら活動する。 ・町民に身近な議会活動に努める。
-----	--

実 績	
-----	--

次年度以降への引継ぎ	
------------	--

評 価 基 準	
---------	--

(単位：月)

計画取り組みスケジュール	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当 初 計 画												
実 施 結 果												

評 価	—
-----	---

※評価欄には、達成度(計画に対する実績)に合った記号を付記する。
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「—」を記載する。

<<主な意見等>>	
-----------	--

議会運営委員会による議会基本条例評価票

条	項	第2条(議会の役割)
		【抜粋】 ・信頼と負託に応え大局的な視点から意思決定する。 ・自治体事務について自由かつ達な討議を通じ論点、争点を公開することを第一の使命とする。

評価	—
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「—」を記載する。

<<取り組みに当たっての反省事項等>>	【条例改正の有無：有・無】

<<主な意見等>>

令和8年度 議会基本条例 実施計画

計	画	・常に議会の役割を意識しながら活動する。 ・町民に身近な議会活動に努める。
---	---	--

<<前年度の反省事項等>>

議会基本条例 実施計画(評価)

年 度 令和7年度

評価者

条 項	第3条(議会の活動原則)	【抜粋】 ・公正性、透明性、信頼性を重んじた町民に開かれた議会及び町民参画を不断に推進する議会を目指す。
-----	--------------	--

実施すべき項目	・議員間討議 ・議案等の議決の論点、争点を町民に説明する
---------	---------------------------------

計 画	・議員間討議を積極的に推進する(全員協議会又は議会活性化特別委員会内での実施) ・所管事務調査は現地調査を含め、さらに掘り下げた調査をする
-----	--

実 績	【議員間討議】⇒なり手不足対策部会に発展 ・5/7、5/21、6/2、6/27(ぎかいカフェトーク) 【所管事務調査】 ・総文:5/8、7/22、8/7、1/23 ・産建:5/8、7/18、7/25、1/13
-----	--

次年度以降への引継ぎ	
------------	--

評 価 基 準	
---------	--

(単位:月)

計画取り組みスケジュール	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当 初 計 画												
実 施 結 果												

評価	○
----	---

※評価欄には、達成度(計画に対する実績)に合った記号を付記する。
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「-」を記載する。

<<主な意見等>>	
-----------	--

議会運営委員会による議会基本条例評価票

条	項	第3条(議会の活動原則)
		【抜粋】 ・公正性、透明性、信頼性を重んじた町民に開かれた議会及び町民参画を不断に推進する議会を目指す。

評価	○
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「-」を記載する。

<<取り組みに当たっての反省事項等>>	【条例改正の有無：有・無】

<<主な意見等>>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員間討議を継続する。 ・ 例年の重複を避けながら、所管事務調査の内容を精査する。 ・ 議員間討議はぎかいカフェトークなどで出された意見を元に討議する。

令和8年度 議会基本条例 実施計画

計	画	・議員間討議を積極的に推進する(全員協議会又は議会活性化特別委員会内での実施) ・所管事務調査は現地調査を含め、さらに掘り下げた調査をする
---	---	--

<<前年度の反省事項等>>

議会基本条例 実施計画(評価)

年 度 令和7年度

評価者

条 項	第4条(議員の活動原則)	【抜粋】 ・議員相互間の自由な討議を重んじる。 ・町民の意見把握、自己の能力を高める不断の研さんに努め、町民の信頼に応える。 ・町民全体の福祉向上、豊かで持続可能なまちづくりの視点から判断し行動する。
-----	--------------	--

実施すべき項目	・議員間討議 ・町民等の意見把握、資質向上 ・まちづくりを総合的に捉えた活動
---------	--

計 画	・議員個人の能力を高めるため、自己研さんに努める。 ・各種行事等へ積極的に参加する。
-----	---

実 績	
-----	--

次年度以降への引継ぎ	
------------	--

評 価 基 準	
---------	--

(単位：月)

計画取り組みスケジュール	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当 初 計 画												
実 施 結 果												

評価	—
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「—」を記載する。

<<主な意見等>>	
-----------	--

議会運営委員会による議会基本条例評価票

	第4条(議員の活動原則)
条 項	<p>【抜粋】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員相互間の自由な討議を重んじる。 ・町民の意見把握、自己の能力を高める不断の研さんに努め、町民の信頼に応える。 ・町民全体の福祉向上、豊かで持続可能なまちづくりの視点から判断し行動する。

評価	—
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「—」を記載する。

<<取り組みに当たっての反省事項等>>	【条例改正の有無：有・無】
---------------------	---------------

<<主な意見等>>

令和8年度 議会基本条例 実施計画

計 画	<ul style="list-style-type: none"> ・議員個人の能力を高めるため、自己研さんに努める。 ・各種行事等へ積極的に参加する。
-----	---

<<前年度の反省事項等>> <ul style="list-style-type: none"> ・自己評価の先進事例を調査できなかった。
--

議会基本条例 実施計画(評価)

年 度	令和7年度	評価者	
条 項	第5条(町民参画及び町民との連携) 【抜粋】 ・議会活動に関する情報公開の徹底と町民に対する説明責任を十分に果たす。		
実施すべき項目	・議会報告会 ・意見交換会 ・議会だより・ホームページによる情報提供 ・政策能力向上、町民と協働し政策提案 ・議員の採決態度の公表、議員活動を評価できる情報提供		
計 画	・議会報告会やぎかいカフェトーク等で出された意見などについて、議員間討議を継続し、行政に反映させる ・議会報告会やぎかいカフェトーク開催手法等を引き続き検討する ・議会報告会やぎかいカフェトーク、各団体等との意見交換会を継続する		
実 績	【意見交換会】 ・総文 静寿園職員との意見交換会(相手方の都合により、来年度の実施とする) ・産建 1/13 訓子府町メロン振興会との意見交換会 【報告会開催手法】 ・議会講演会を代替とする 【ぎかいカフェトーク】 ・7/27 【会議の公開】 ・すべて公開		
次年度以降への引継ぎ			
評価基準			

計画取り組みスケジュール	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当 初 計 画												
実 施 結 果												

評価	○
----	---

※評価欄には、達成度(計画に対する実績)に合った記号を付記する。
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「-」を記載する。

<<主な意見等>> ・議会報告会に参加したことのない議員もいることから、新しい開催方法を検討する。
--

議会運営委員会による議会基本条例評価票

条	項	第5条(町民参画及び町民との連携) 【抜粋】 ・議会活動に関する情報公開の徹底と町民に対する説明責任を十分に果たす。
---	---	---

評価	○
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「－」を記載する。

<<取り組みに当たっての反省事項等>>	【条例改正の有無：有・無】
---------------------	---------------

<<主な意見等>> ・議会報告会、意見交換会の開催方法の検討を継続する。

令和8年度 議会基本条例 実施計画

計	画	・議会報告会やぎかいカフェトーク等で出された意見などについて、議員間討議を継続し、行政に反映させる ・議会報告会やぎかいカフェトーク開催手法等を引き続き検討する ・議会報告会やぎかいカフェトーク、各団体等との意見交換会を継続する
---	---	--

<<前年度の反省事項等>> ・議会報告会の開催時間が短かった。 ・産業建設常任委員会での意見交換会が実施されなかった。

議会基本条例 実施計画(評価)

年 度 令和7年度

評価者

条 項	第6条(議会広報の充実)	【抜粋】 ・町政に係る論点・争点の情報を町民に周知する。 ・情報通信技術の発展を踏まえ多くの町民が行政に関心を持つように議会広報活動に努める。
-----	--------------	--

実施すべき項目	・さまざまな広報手段の活用
---------	---------------

計 画	・議会だよりの発行の不断の改革を全議員で推進する ・インターネット中継のあり方を検討する ・議会ホームページの充実と早期更新を図る
-----	---

実 績	
-----	--

次年度以降への引継ぎ	・ホームページの活用
------------	------------

評価基準	
------	--

(単位：月)

計画取り組みスケジュール	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当 初 計 画												
実 施 結 果												

評価	○
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「-」を記載する。

<<主な意見等>> ・ 広報コンクールに応募すると評価してもらえることから、案内があれば応募してはどうか。
--

議会運営委員会による議会基本条例評価票

	第6条(議会広報の充実)
条 項	【抜粋】 ・町政に係る論点・争点の情報を町民に周知する。 ・情報通信技術の発展を踏まえ多くの町民が行政に関心を持つように議会広報活動に努める。

評価	○
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「－」を記載する。

<<取り組みに当たったの反省事項等>>	【条例改正の有無：有・無】

<<主な意見等>>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報カラーや2色刷りにしては。 ・ 広報クリニックに出すことを検討してみては。 ・ ぎかいカフェトークなどで広報に関するアンケートを検討してみては。

令和8年度 議会基本条例 実施計画

計 画	・議会だよりはチーム制を継続し、全議員で推進する ・インターネット中継のあり方を検討する ・新しい町ホームページの対応
-----	---

<<前年度の反省事項等>>

議会基本条例 実施計画(評価)

年 度	令和7年度		評価者
条 項	第7条(執行機関と議会の関係)		
	【抜粋】 ・政策をめぐる論点・争点を明確にする議論を深め、よりよい意思決定を導くよう努める。		
実施すべき項目	・より良い意思決定		
計 画	・予算や条例などについて、質疑を通じて論点、争点の明確化に努める ・町民の立場に立ち行政への提言等に努める		
実 績	・ぎかいカフェトークの意見を町長へ届けた。 ・積極的な質疑に努めた。		
次年度以降への引継ぎ			
評価基準			

(単位：月)

計画取り組みスケジュール	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当 初 計 画												
実 施 結 果												

評価	○
----	---

※評価欄には、達成度(計画に対する実績)に合った記号を付記する。
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「-」を記載する。

<<主な意見等>>	・首長、議員も変わったが積極的に質疑することができた。
-----------	-----------------------------

議会運営委員会による議会基本条例評価票

条	項	第7条(執行機関と議会の関係)
		【抜粋】 ・政策をめぐる論点・争点を明確にする議論を深め、よりよい意思決定を導くよう努める。

評価	○
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「－」を記載する。

<<取り組みに当たったの反省事項等>> ・ 質疑のルールの共有化ができていない。	【条例改正の有無：有・無】
--	---------------

<<主な意見等>> ・ 積極的な質疑はできていた。	
-------------------------------------	--

令和8年度 議会基本条例 実施計画

計	画	・予算や条例などについて、質疑を通じて論点、争点の明確化に努める ・町民の立場に立ち行政への提言等に努める
---	---	--

<<前年度の反省事項等>> ・ 質疑のルールの共有化ができていない。	
--	--

議会基本条例 実施計画(評価)

年 度 令和7年度

評価者

条 項	第8条(一般質問)	
	【抜粋】	・一般質問は、町政上の論点、争点を明確にするため、一問一答方式。

実施すべき 項 目	
--------------	--

計 画	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問は質を高めるため事前の情報交換に努める ・議会運営委員会での反省内容を共通認識とする
-----	--

実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・活発な質問ができた
-----	--

次年度以降 への引継ぎ	
----------------	--

評 価 基 準	
---------	--

(単位：月)

計画取り組みスケジュール	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当 初 計 画												
実 施 結 果												

評価	○
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの
 場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、
 評価しない場合は「－」を記載する。

<<主な意見等>>	<ul style="list-style-type: none"> ・反省を生かせていない ・議員は一般質問すべきとの意見に対する異論。
-----------	---

議会運営委員会による議会基本条例評価票

条	項	第8条(一般質問)
		【抜粋】 ・一般質問は、町政上の論点、争点を明確にするため、一問一答方式。

評価	○
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「-」を記載する。

<<取り組みに当たったの反省事項等>>	【条例改正の有無：有・無】
・再質問において、通告書と合わないものがみられた。	

<<主な意見等>>	
・誰が聞いてもわかりやすい質問の表現をするべき。 ・通告書の再確認が必要である。	

令和8年度 議会基本条例 実施計画

計	画	・一般質問は質を高めるため事前の情報交換に努める ・議会運営委員会での反省内容を共通認識とする ・通告書は個人の主体性により議員の責任において作成する(事務局でなおさない)
---	---	--

<<前年度の反省事項等>>	
・通告書の狙いと内容がずれているものがあった。 ・わかりにくい表現の質問が一部見られた。	

議会基本条例 実施計画(評価)

年 度 令和7年度

評価者

条 項	第9条(反問権)
	【抜粋】 ・町長等は、議員の質疑、質問に対し、議長等の許可を得て反問することができる。

実施すべき項目	
---------	--

計 画	
-----	--

実 績	※事例なし
-----	-------

次年度以降への引継ぎ	
------------	--

評 価 基 準	
---------	--

(単位：月)

計画取り組みスケジュール	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当 初 計 画												
実 施 結 果												

評 価	-
-----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「-」を記載する。

<<主な意見等>>	
-----------	--

議会運営委員会による議会基本条例評価票

条	項	第9条(反問権)
		【抜粋】 ・町長等は、議員の質疑、質問に対し、議長等の許可を得て反問することができる。

評価	—
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「—」を記載する。

<<取り組みに当たっての反省事項等>>	【条例改正の有無：有・無】
---------------------	---------------

<<主な意見等>>

令和8年度 議会基本条例 実施計画

計	画	
---	---	--

<<前年度の反省事項等>>

議会基本条例 実施計画(評価)

年 度 令和7年度

評価者

条 項	第10条(政策等の形成過程資料の要求) 【抜粋】 ・重要な政策等の意思決定において、その水準を高めるため政策形成過程の資料の提出を求める。
-----	---

実施すべき項目	・重要な政策等の意思決定の対応
---------	-----------------

計 画	・重要案件については、全員協議会での事前説明を早めに求める ・必要に応じて資料を要請する
-----	---

実 績	・6回の全員協議会で、重要案件の事前説明を受けた ・2/16開催の全員協議会で新年度予算の説明を受けた
-----	--

次年度以降への引継ぎ	
------------	--

評価基準	
------	--

(単位：月)

計画取り組みスケジュール	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当 初 計 画												
実 施 結 果												

評価	○
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「－」を記載する。

<<主な意見等>>	
-----------	--

議会運営委員会による議会基本条例評価票

条 項	第10条(政策等の形成過程資料の要求)
	【抜粋】 ・重要な政策等の意思決定において、その水準を高めるため政策形成過程の資料の提出を求める。

評価	○
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。
達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「-」を記載する。

《取り組みに当たっての反省事項等》	【条例改正の有無：有・無】
-------------------	---------------

《主な意見等》

令和8年度 議会基本条例 実施計画

計 画	・重要案件については、全員協議会での事前説明を早めに求める ・必要に応じて資料を要請する
-----	---

《前年度の反省事項等》

議会基本条例 実施計画(評価)

年 度	令和7年度
-----	-------

評価者	
-----	--

条 項	<p style="text-align: center;">第11条 (予算及び決算における政策説明資料の要求)</p> <p>【抜粋】 ・予算、決算の審議に当たっては、施策別、事業別の政策説明資料の早期作成提出を求める。</p>
-----	--

実施すべき項目	
---------	--

計 画	・必要に応じて資料を要請する
-----	----------------

実 績	
-----	--

次年度以降への引継ぎ	
------------	--

評 価 基 準	
---------	--

(単位：月)

計画取り組みスケジュール	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当 初 計 画												
実 施 結 果												

評価	—
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「—」を記載する。

<<主な意見等>> ・ 早めの資料提出を

議会運営委員会による議会基本条例評価票

条	項	第11条 (予算及び決算における政策説明資料の要求)
		【抜粋】 ・予算、決算の審議に当たっては、施策別、事業別の政策説明資料の早期作成提出を求める。

評価	—
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「—」を記載する。

<<取り組みに当たっての反省事項等>>	【条例改正の有無：有・無】

<<主な意見等>>
・早めに資料を出してほしい。

令和8年度 議会基本条例 実施計画

計	画	・必要に応じて資料を要請する
---	---	----------------

<<前年度の反省事項等>>

議会基本条例 実施計画(評価)

年 度 令和7年度

評価者

条 項	第12条(自由討議による合意形成) 【抜粋】 ・議員相互間の自由討議を中心に運営する。 ・議案等の審議に際しては、議員相互間の自由討議により議論を尽くし合意形成に努め、町民への説明責任を果たす。
-----	--

実施すべき項目	・議員相互間の自由討議の実施 ・議案等の審議に際して自由討議の実施 ・自ら積極的に議案提出を行う努力
---------	--

計 画	・議員提出議案、委員会提出議案、各種意見書について、議員間の自由討議の実施に努める
-----	---

実 績	
-----	--

次年度以降への引継ぎ	
------------	--

評 価 基 準	
---------	--

(単位：月)

計画取り組みスケジュール	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当 初 計 画												
実 施 結 果												

評 価	△
-----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「－」を記載する。

<<主な意見等>> ・委員会できていても本会議できていない。

議会運営委員会による議会基本条例評価票

条 項	第12条(自由討議による合意形成)
	【抜粋】 ・議員相互間の自由討議を中心に運営する。 ・議案等の審議に際しては、議員相互間の自由討議により議論を尽くし合意形成に努め、町民への説明責任を果たす。

評価	△
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。
達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「－」を記載する。

「取り組みに当たったの反省事項等」	【条例改正の有無：有・無】
-------------------	---------------

「主な意見等」

令和8年度 議会基本条例 実施計画

計 画	・議員提出議案、委員会提出議案、各種意見書について、議員間の自由討議の実施に努める
-----	---

「前年度の反省事項等」

議会基本条例 実施計画(評価)

年 度	令和7年度	評価者	
-----	-------	-----	--

条 項	第13条(議会改革の推進)	
	【抜粋】 ・議会改革、議会活性化を不断に推進する。	

実施すべき項目	・議会改革は、町民の議会への参加を基本に進める
---------	-------------------------

計 画	・タブレットの有効活用を図る ・議会活性化特別委員会や議会アドバイザーを招いての研修を通じ、議会改革、活性化を推進する ・議員のなり手不足対策を検討する
-----	--

実 績	【議会活性化特別委員会】 ・委員会を18回開催、議会改革等の協議をした 【各種研修等】 ・10/31 議会アドバイザー(吉田氏、勢旗氏)による議会講演会の開催 【議員のなり手不足対策部会】 ・部会を4回開催、なり手不足対策等の協議をした	【議員の学校部会】 ・7回開催 【ぎかいカフェトーク】 ・継続
-----	--	--

次年度以降への引継ぎ	
------------	--

評価基準	
------	--

(単位：月)

計画取り組みスケジュール	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当 初 計 画												
実 施 結 果												

評価	◎
----	---

※評価欄には、達成度(計画に対する実績)に合った記号を付記する。
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「-」を記載する。

<<主な意見等>>	・新しい取り組みも含め、研修を通じ更なる議会活性化を推進する。
-----------	---------------------------------

議会運営委員会による議会基本条例評価票

条	項	第13条(議会改革の推進)
		【抜粋】 ・議会改革、議会活性化を不断に推進する。

評価	◎
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「-」を記載する。

<<取り組みに当たっての反省事項等>>	【条例改正の有無：有・無】

<<主な意見等>>
<ul style="list-style-type: none"> ・ ぎかいカフェトーク、アドバイザー研修等実施内容よかったが、開催方法等に課題も残った。 ・ 両部会でなり手不足対策の活動が始まった。

令和8年度 議会基本条例 実施計画

計	画	・タブレットの有効活用を図る ・議会活性化特別委員会や議会アドバイザーを招いての研修を通じ、議会改革、活性化を推進する ・議員のなり手不足対策を進める
---	---	---

<<前年度の反省事項等>>

議会基本条例 実施計画(評価)

年 度	令和7年度	評価者	
-----	-------	-----	--

条 項	第14条(議会モニターの設置)	【抜粋】 ・町民から広く意見を聴取し円滑かつ民主的な議会運営等を推進するため、議会モニター制度を設ける。
-----	-----------------	--

実施すべき項目	・議会だより等議会に関する声を議会活動に反映させる
---------	---------------------------

計 画	・議会モニターとの意見交換会を実施し、議会活動に反映させる ・議会モニターの定員や意見をもらう方法を検討する ・OBへの協力依頼を検討する
-----	---

実 績	・2/1 議会モニター5名募集 ・2/5 議会モニターとの意見交換会を実施(モニター〇名、モニター経験者〇名)
-----	--

次年度以降への引継ぎ	
------------	--

評価基準	
------	--

(単位：月)

計画取り組みスケジュール	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当 初 計 画												
実 施 結 果												

評価	○
----	---

※評価欄には、達成度(計画に対する実績)に合った記号を付記する。
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「-」を記載する。

<<主な意見等>>	・議会モニターOBに簡単なアンケートを実施し、意見を求めてみてはどうか。
-----------	--------------------------------------

議会運営委員会による議会基本条例評価票

条	項	第14条(議会モニターの設置)
		【抜粋】 ・町民から広く意見を聴取し円滑かつ民主的な議会運営等を推進するため、議会モニター制度を設ける。

評価	○
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「-」を記載する。

<<取り組みに当たっての反省事項等>>	【条例改正の有無：有・無】

<<主な意見等>>
<ul style="list-style-type: none"> ・今後の会場と運営の仕方に課題も残った。 ・議会モニター経験者の協力方法を検討。

令和8年度 議会基本条例 実施計画

計	画	<ul style="list-style-type: none"> ・議会モニターとの意見交換会を実施し、議会活動に反映させる ・議会モニターの定員や意見をもらう方法を検討する ・OBへの協力依頼を検討する
---	---	---

<<前年度の反省事項等>>

議会基本条例 実施計画(評価)

年 度	令和7年度	評価者	
-----	-------	-----	--

条 項	<p style="text-align: center;">第15条(町民懇談会議の設置)</p> <p>【抜粋】 ・町政全般にわたって、自由に情報及び意見を交換する町民懇談会議を設置する。</p>
-----	--

実施すべき項目	<ul style="list-style-type: none"> ・町政の諸課題に対処するための意見交換会の実施 ・重要な案件がある場合は、懇談会開催を検討
---------	--

計 画	<ul style="list-style-type: none"> ・町民懇談会議にあたっては、積極的な周知をし、要領に沿って実施する
-----	---

実 績	<ul style="list-style-type: none"> ※事例なし ・周知はしたが申込がなく、ぎかいカフェトークを代替実施した
-----	--

次年度以降への引継ぎ	
------------	--

評価基準	
------	--

(単位：月)

計画取り組みスケジュール	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当 初 計 画												
実 施 結 果												

評価	○
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「-」を記載する。

<<主な意見等>>	
-----------	--

議会運営委員会による議会基本条例評価票

条	項	第15条(町民懇談会議の設置)
		【抜粋】 ・町政全般にわたって、自由に情報及び意見を交換する町民懇談会議を設置する。

評価	○
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「－」を記載する。

<<取り組みに当たったの反省事項等>>	【条例改正の有無：有・無】

<<主な意見等>> ・PRをもっと積極的に行う。

令和8年度 議会基本条例 実施計画

計	画	・町民懇談会議にあたっては、積極的な周知をし、要領に沿って実施する
---	---	-----------------------------------

<<前年度の反省事項等>> ・もっと周知する。

議会基本条例 実施計画(評価)

年 度 令和7年度

評価者

条 項	第16条(調査機関の設置)	【抜粋】 ・町政の課題に関する調査で必要があると認めるときは、自治法に定める専門的知見等の積極的活用を図る。
-----	---------------	--

実施すべき項目	・大学等の研究機関や専門的知識を持つ方の活用の検討
---------	---------------------------

計 画	・必要に応じて設置
-----	-----------

実 績	※事例なし
-----	-------

次年度以降への引継ぎ	
------------	--

評 価 基 準	
---------	--

(単位：月)

計画取り組みスケジュール	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当 初 計 画												
実 施 結 果												

評価	—
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありのケースは「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「—」を記載する。

<<主な意見等>>	
-----------	--

議会運営委員会による議会基本条例評価票

条	項	第16条(調査機関の設置)
		【抜粋】 ・町政の課題に関する調査が必要であると認めるときは、自治法に定める専門的知見等の積極的活用を図る。

評価	—
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「—」を記載する。

<<取り組みに当たったの反省事項等>>	【条例改正の有無：有・無】
---------------------	---------------

<<主な意見等>>

令和8年度 議会基本条例 実施計画

計	画	・必要に応じて設置
---	---	-----------

<<前年度の反省事項等>>

議会基本条例 実施計画(評価)

年 度	令和7年度	評価者	
-----	-------	-----	--

条 項	第17条(議会事務局の体制整備) 【抜粋】 ・議会事務局の調査及び法務の機能を積極的に強化するよう努める。
-----	--

実施すべき項目	・事務局体制の強化 ・事務局の調査機能の強化と職員の研修充実
---------	-----------------------------------

計 画	・引き続き各種研修会に出席する
-----	-----------------

実 績	【研修等への出席】 ・北網ブロック局長会議での事例研究により研鑽を深めた(4/18、7/3、9/26) ・北海道町村議会議長会主催の研修会に出席し知識を高めた(5/21～22、6/10～11、7/24～25、10/6～7)
-----	--

次年度以降への引継ぎ	
------------	--

評価基準	
------	--

(単位：月)

計画取り組みスケジュール	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当 初 計 画												
実 施 結 果												

評価	○
----	---

※評価欄には、達成度(計画に対する実績)に合った記号を付記する。
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「-」を記載する。

<<主な意見等>>	
-----------	--

議会運営委員会による議会基本条例評価票

条 項	第17条(議会事務局の体制整備)
	【抜粋】 ・議会事務局の調査及び法務の機能を積極的に強化するよう努める。

評価	○
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。
達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「-」を記載する。

「取り組みに当たっての反省事項等」	【条例改正の有無：有・無】
-------------------	---------------

「主な意見等」

令和8年度 議会基本条例 実施計画

計 画	・引き続き各種研修会に出席する
-----	-----------------

「前年度の反省事項等」

議会基本条例 実施計画(評価)

年 度 令和7年度

評価者

条 項	第18条(議員研修の充実強化)
	<p>【抜粋】 ・政策形成及び立案能力の向上を目指し、議員研修の強化を図るため、別に定める要綱により計画的な議員研修を実施する。 ・研修の充実強化を図るため、町内外の協力者を議会アドバイザーとして協力を得ることができる。</p>

実施すべき項目	・政策形成等の能力向上 ・研修会の開催
---------	------------------------

計 画	・多様な自主研修を実施する ・行政視察は事前学習をして臨む(研修時期は早めに決定) ・議会アドバイザーを招いての研修会を継続的に行う
-----	--

実 績	<p>【視察受け入れ】上富良野町議会(議員6名、事務局2名、11/18) 【行政視察】 ・(自主)津野町、尾道市(11/4~11/7) ・南幌町(7/8~9) 【自主研修】 ・普通救命講習(8議員、1/20)</p> <p>【研修会】 ・北海道町村議会議長会議会広報研修会(2議員、8/19札幌市) ・北網ブロック町議会議員研修会(全議員、10/9・大空町) ・議会アドバイザーによる講演会(全議員、10/31)</p>
-----	--

次年度以降への引継ぎ	・3年ごとに普通救命講習を実施
------------	-----------------

評価基準	
------	--

(単位：月)

計画取り組みスケジュール	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当 初 計 画												
実 施 結 果												

評価	◎
----	---

※評価欄には、達成度(計画に対する実績)に合った記号を付記する。
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「-」を記載する。

<<主な意見等>> ・冬季間の研修実施は考える(早めの日程調整・実施)
--

議会運営委員会による議会基本条例評価票

条 項	第18条(議員研修の充実強化)
	<p>【抜粋】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策形成及び立案能力の向上を目指し、議員研修の強化を図るため、別に定める要綱により計画的な議員研修を実施する。 ・研修の充実強化を図るため、町内外の協力者を議会アドバイザーとして協力を得ることができる。

評価	◎
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「-」を記載する。

<<取り組みに当たっての反省事項等>>	【条例改正の有無：有・無】
<ul style="list-style-type: none"> ・研修の事前学習が足りなかった。 	

<<主な意見等>>
<ul style="list-style-type: none"> ・事前学習は全員が研修先のことを調べて実施する。 ・研修報告は早期提出を心がける

令和8年度 議会基本条例 実施計画

計 画	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な自主研修を実施する ・行政視察は事前学習をして臨む(研修時期は早めに決定) ・議会アドバイザーを招いての研修会を継続的に行う
--------	--

<<前年度の反省事項等>>
<ul style="list-style-type: none"> ・事前学習は全員が研修先のことを調べて実施する。 ・研修報告は早期提出を心がける

議会基本条例 実施計画(評価)

年 度 令和7年度

評価者

条 項	第19条(議員定数)
	<p>【抜粋】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員定数は、別に条例で定める。 ・議員定数の条例改正案は、町民の直接請求を除き、改正理由の説明を付して委員会又は議員が提案する。

実施すべき項目	<ul style="list-style-type: none"> ・議員の活動評価の聴取等 ・議員自らが責任を持って提案
---------	--

計 画	<ul style="list-style-type: none"> ・町民の理解を得ながら、引き続き議員間で議論する ・議員のなり手不足も合わせて、議員間の議論を継続する
-----	--

実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・議員のなり手不足対策部会で協議した。
-----	---

次年度以降への引継ぎ	
------------	--

評価基準	
------	--

(単位：月)

計画取り組みスケジュール	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当 初 計 画												
実 施 結 果												

評価	○
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「-」を記載する。

<<主な意見等>> <ul style="list-style-type: none"> ・改選期に向け、継続して討論していく。
--

議会運営委員会による議会基本条例評価票

	第19条(議員定数)	
条 項	【抜粋】 ・議員定数は、別に条例で定める。 ・議員定数の条例改正案は、町民の直接請求を除き、改正理由の説明を付して委員会又は議員が提案する。	

評価	○
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「－」を記載する。

≪取り組みに当たっての反省事項等≫	【条例改正の有無：有・無】

≪主な意見等≫ ・議員のなり手不足対策部会を中心に議員間の議論を継続する。
--

令和8年度 議会基本条例 実施計画

計 画	・町民の理解を得ながら、引き続き議員間で議論する ・議員のなり手不足も合わせて、議員間の議論を継続する
-----	--

≪前年度の反省事項等≫

議会基本条例 実施計画(評価)

年 度 令和7年度

評価者

条 項	第20条(議員報酬)	<p>【抜粋】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員報酬は、別に条例で定める。 ・議員報酬の条例改正案は、町民の直接請求があった場合及び町長が提出する場合を除き、改正理由の説明を付して委員会又は議員が提案する。
-----	------------	--

実施すべき項目	<ul style="list-style-type: none"> ・議員の活動評価の聴取等 ・議員自らが責任を持って提案
---------	--

計 画	<ul style="list-style-type: none"> ・議員の活動評価の聴取等 ・議員自らが責任を持って提案
-----	--

実 績	<p>【議員のなり手不足対策部会】 7/17、8/8、10/29、1/28</p>
-----	--

次年度以降への引継ぎ	
------------	--

評 価 基 準	
---------	--

(単位：月)

計画取り組みスケジュール	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当 初 計 画												
実 施 結 果												

評価	○
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありのケースは「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「－」を記載する。

<p>《主な意見等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改選期に向け、継続して討論していく。
--

議会運営委員会による議会基本条例評価票

条 項	第20条(議員報酬)
	【抜粋】 ・議員報酬は、別に条例で定める。 ・議員報酬の条例改正案は、町民の直接請求があった場合及び町長が提出する場合を除き、改正理由の説明を付して委員会又は議員が提案する。

評価	○
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。
達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「－」を記載する。

《取り組みに当たっての反省事項等》	【条例改正の有無：有・無】
-------------------	---------------

《主な意見等》
・議員のなり手不足対策部会を中心に議員間の議論を継続する。

令和8年度 議会基本条例 実施計画

計 画	・議員自らが責任を持って提案
-----	----------------

《前年度の反省事項等》

議会基本条例 実施計画(評価)

年 度 令和7年度

評価者

条 項	第21条(議員の政治倫理)
	【抜粋】 ・倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力の不正行使により町民の疑惑を招くことのないよう行動する。 ・議員の政治倫理に関する事項は訓子府町議会議員政治倫理条例で定める。

実施すべき項目	・町民の疑惑を招くことのないよう行動する
---------	----------------------

計 画	・政治倫理を保つために研修を行う
-----	------------------

実 績	
-----	--

次年度以降への引継ぎ	
------------	--

評 価 基 準	
---------	--

(単位：月)

計画取り組みスケジュール	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当 初 計 画												
実 施 結 果												

評 価	—
-----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありのケースは「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「—」を記載する。

<<主な意見等>>	
-----------	--

議会運営委員会による議会基本条例評価票

	第21条(議員の政治倫理)	
条 項	【抜粋】 ・倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力の不正行使により町民の疑惑を招くことのないよう行動する。 ・議員の政治倫理に関する事項は訓子府町議会議員政治倫理条例で定める。	

評価	—
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「—」を記載する。

<<取り組みに当たっての反省事項等>>	【条例改正の有無：有・無】
---------------------	---------------

<<主な意見等>> ・議会アドバイザー研修を活かしながら個々で自覚すること。

令和8年度 議会基本条例 実施計画

計 画	・政治倫理を保つために研修を行う
-----	------------------

<<前年度の反省事項等>>

議会基本条例 実施計画(評価)

年 度	令和7年度
-----	-------

評価者	
-----	--

条 項	第22条(最高規範性) 【抜粋】 ・この条例は議会運営における最高規範であり、この条例に違反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。
-----	---

実施すべき項目	・この条例に違反する条例、規則等は制定できない
---------	-------------------------

計 画	
-----	--

実 績	
-----	--

次年度以降への引継ぎ	
------------	--

評 価 基 準	
---------	--

(単位：月)

計画取り組みスケジュール	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当 初 計 画												
実 施 結 果												

評価	—
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「—」を記載する。

<<主な意見等>>

議会運営委員会による議会基本条例評価票

	第22条(最高規範性)
条 項	【抜粋】 ・この条例は議会運営における最高規範であり、この条例に違反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。

評価	—
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「—」を記載する。

<<取り組みに当たっての反省事項等>>	【条例改正の有無：有・無】

<<主な意見等>>

令和8年度 議会基本条例 実施計画

計 画	
-----	--

<<前年度の反省事項等>>

議会基本条例 実施計画(評価)

年 度	令和7年度
-----	-------

評価者	
-----	--

条 項	第23条(条例に対する責務) 【抜粋】 ・この条例に定める理念及び原則、これらに基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守し、町民に対する責任を果たさなければならない。
-----	--

実施すべき項目	・この条例に基づき制定された条例等を遵守し議会運営を行う
---------	------------------------------

計 画	
-----	--

実 績	
-----	--

次年度以降への引継ぎ	
------------	--

評 価 基 準	令和7年2月18日
---------	-----------

(単位：月)

計画取り組みスケジュール	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当 初 計 画												
実 施 結 果												

評 価	—
-----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありのケースは「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「—」を記載する。

<<主な意見等>>	
-----------	--

議会運営委員会による議会基本条例評価票

	第23条(条例に対する責務)
条 項	<p>【抜粋】</p> <p>・この条例に定める理念及び原則、これらに基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守し、町民に対する責任を果たさなければならない。</p>

評価	—
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「—」を記載する。

<<取り組みに当たっての反省事項等>>	【条例改正の有無：有・無】
---------------------	---------------

<<主な意見等>>

令和8年度 議会基本条例 実施計画

計 画	
-----	--

<<前年度の反省事項等>>

議会基本条例 実施計画(評価)

年 度	令和7年度		評価者
条 項	第24条(評価及び見直し手続き) 【抜粋】 ・毎年度できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかを議会運営委員会で検討・評価しその結果を公開する。 ・この条例を改正する場合は、本会議において改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。		
実施すべき項目	・最高規範の議会基本条例の目的が達成されているか検討 ・条例改正の場合、本会議で改正理由、背景を説明		
計 画	・検討協議などは、継続して議会活性化特別委員会で行う ・評価は議会運営委員会で行う ・評価の結果は、議会だより等で公開する ・9月頃に振り返りを行う		
実 績	【議会活性化特別委員会】 ・R7年度自己評価(1/21) 【議会運営委員会】 ・条例の目的が達成されているかを評価(/)、議会活性化特別委員会、引継ぎ事項を協議(/)。 【結果の公開】 ・議会だよりNo.229(5/1発行)で公開予定		
次年度以降への引継ぎ			
評価基準	令和7年2月18日		

(単位：月)

計画取り組みスケジュール	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当 初 計 画												
実 施 結 果												

評価	◎
----	---

※評価欄には、達成度(計画に対する実績)に合った記号を付記する。
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「-」を記載する。

<<主な意見等>>

議会運営委員会による議会基本条例評価票

条	項	第24条(評価及び見直し手続き) 【抜粋】 ・毎年度できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかを議会運営委員会で検討・評価しその結果を公開する。 ・この条例を改正する場合は、本会議において改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。
---	---	---

評価	◎
----	---

※評価欄には、達成度（計画に対する実績）に合った記号を付記する。
 達成度には、概ね達成の場合は「◎」、達成したが改善余地ありの場合は「○」、達成していない場合は「△」、未着手の場合は「×」、評価しない場合は「－」を記載する。

<<取り組みに当たったの反省事項等>> ・ 中間の振り返りができていなかった。	【条例改正の有無：有・無】
--	---------------

<<主な意見等>> ・ 中間に振り返り、反省評価ができた。	
----------------------------------	--

令和8年度 議会基本条例 実施計画

計	画	・ 検討協議などは、継続して議会活性化特別委員会で行う ・ 評価は議会運営委員会で行う ・ 評価の結果は、議会だより等で公開する ・ 9月頃に振り返りを行う
---	---	---

<<前年度の反省事項等>>	
---------------	--